

補欠選挙に伴う在外選挙のお知らせ

(衆議院議員補欠選挙(北海道5区))

平成22年9月16日
在カンボジア日本国大使館

本年10月、衆議院北海道第5区選出議員の補欠選挙が実施されます。同補欠選挙に伴う在外選挙の概要等は以下のとおりです。

1. 投票することができる方

今回の補欠選挙にて投票することができる方は、有効な在外選挙人証をお持ちの方全員ではなく、下記の衆議院北海道5区内の市区町村(石狩市については()内に記載された、合併前の旧市町村)の選挙管理委員会名が記載されている在外選挙人証をお持ちの方のみが対象となりますので、ご注意下さい。

【衆議院北海道第5区】

札幌市厚別区、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、
石狩市(旧「石狩市」、旧「厚田村」、旧「浜益村」、石狩郡当別町、石狩郡新篠津村

2. 選挙日程

- 告示日：平成22年10月12日(火)
- 大使館での投票日：平成22年10月13日(水) 午前9時30分～午後5時
- 日本国内の投票日：平成22年10月24日(日)

3. 投票方法

上記1. に該当する在外選挙人の方は、①在外公館投票、②郵便等投票、③日本国内における投票、のうちいずれかの方法にて投票することができます。

① 在外公館投票

在カンボジア日本国大使館を含め、在外公館投票を実施する日本大使館・総領事館及び出張駐在官事務所であれば、どこの在外公館でも、在外選挙人証と旅券などの身分証明書を持参して投票することができます。

② 郵便等投票

登録されている衆議院北海道第5区内の市区町村選挙管理委員会に対して、国際郵便により投票用紙等の交付請求を行い、投票用紙等を入手した後、補欠選挙の告示日の翌日以降に、再び登録先の選挙管理委員会へ国際郵便にて送付する方法です。

国内投票日である10月24日の午後8時までに到着する必要がありますので、郵便等投票を選択される場合は、お早めに手続きをお願いします。

③ 日本国内における投票

一時帰国中や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間(転入届提出後3ヶ月)は、登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した投票所にて、在外選挙人証を持参して、投票することができます。

4. お問い合わせ

ご不明な点は、在カンボジア日本国大使館領事班までお問い合わせ頂くか、外務省ホームページ

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>) をご覧下さい。

在カンボジア日本国大使館 領事班

電話：023-217161～164

電話交換業務時間：平日午前8時～正午、午後2時～午後5時45分

領事窓口対応時間：平日午前8時～正午、午後2時～午後4時30分

緊急連絡先（平日時間外）：016-835404、835407、835419

緊急連絡先（週末休館日）：012-835430

大使館ホームページ：<http://www.kh.emb-japan.go.jp>

Eメール宛先：consular.jpn@pp.mofa.go.jp